

規制改革推進会議「公開ディスカッション」終了後記者会見 議事概要

- 1．日時：平成29年2月21日（火）17:07～17:28
- 2．場所：合同庁舎8号館1階S101・103記者会見室
- 3．出席者：
（委員）大田弘子議長、長谷川幸洋、林いづみ
- 4．議事概要：

司会 それでは、記者会見を始めます。

大田議長 お待たせいたしました。

先ほど「公開ディスカッション」が終了いたしました。今回は公開ですので、私のほうから議論の内容を御紹介するのはやめて、すぐに御質問をお受けしたいと思います。

こちらに医療・介護・保育ワーキングの林座長、公開ディスカッション担当の長谷川委員も同席しておりますので、御質問をどうぞお願いします。

司会 では、お名前と御所属をおっしゃってから質問願います。

記者 今後の議論の進め方なのですけれども、今回のディスカッションを受けて、これから提言の取りまとめの作業に本格的に入っていくという理解でいいのでしょうか。

林委員 そのとおりです。今日、ご覧いただいたように、厚生労働省からは、まずは保険内外のサービスの柔軟な組み合わせについては、従来おっしゃっている懸念点を繰り返すだけ。それに対するさまざまな質問に対しても合理的な御回答はいただけなかったと思っております。ですから、私たちとしては、今後のワーキングでやはり全国的な明確な基準なりガイドラインといったもののつくり方などを御議論して、何とか柔軟な組み合わせが実現できるようにしていきたいと思っております。

記者 もう一点、大田議長にお願いしたいのですけれども、いわゆる混合介護、保険内と保険外のサービスの同時提供ができることによって介護の市場というのはより成長できる市場になるのか。成長市場という点では、その辺はどのように見ていらっしゃるのか教えてください。

大田議長 介護にはさまざまな潜在的なニーズがあります。しかし、今は全ての給付が介護保険とリンクしていますので、給付の幅や多様性が広がり、給付の量がふえていくと、それだけ保険料負担もふえていくということで、自治体もふやせずにふやせないという状況があります。きょう出てきた議論以外に、例えば小規模多機能型居宅介護や定期巡回などのいろいろなサービスがあって、ニーズは高いけれども、サービスを増やすとそれがすぐ保険料負担の上昇につながるので自治体も増やせないという実情があります。ここは介護サービスのマーケットというものをしっかりと確立して、その中でニーズに応じて保険給付と保険外サービスを組み合わせるといような形ができるのが望ましいことだと思って

います。

記者 ありがとうございます。

司会 ほかにございますか。では、その後ろの方、お願いいたします。

記者 先ほどの話でもあったので、ちょっと重ねてになってしまうのですが、きょうの議論だと統一的なガイドラインの策定というものがかなり強く求められていたと思うのですが、改めてですが、その意義と、きょう、厚生労働省からは難しいというような回答だったかと思うのですが、それに対する御所感みたいなものがあればお願いいたします。

林委員 第1部の最後に私からも申し上げましたけれども、厚生労働省がいろいろ懸念点として挙げられているところは、現在の保険内についてのサービスについても、また、保険外のサービスについても、介護サービスという契約をするに当たって、当然ながら問題になる部分でありますので、専ら消費者被害防止という観点からそういったインフラ的なルールを整備すれば解決する問題だと思っています。ですので、今後、そのガイドラインをつくることで、各自治体でこのサービスはだめと後から言われるということを事業者が懸念する余り、サービス提供ができなくなるといった悪循環がなくなると考えております。和光市の東内さんのような方がいらっしゃる町はいいですし、和光市のようなベストプラクティスを横展開されているほかの自治体も実際にありますが、それは本当にごく少数でありますので、まず国として標準的な考え方を示すことが実際の国民のニーズに直接応える一つの方策であると考えています。

司会 ほかはいかがでしょうか。

大田議長 先ほどのお答えで一つお話しするのを忘れてましたが、介護サービスのマーケットということがしっかり確立することで、介護事業で働いている人の待遇も上がっていくのだと思うのですね。これは一つの重要なポイントだと思います。

林委員 補充なのですが、厚生労働省の三浦課長が保険内外サービスの柔軟な組み合わせの懸念点として上げられた利用者の負担が不当に拡大するおそれがないかとか、不明朗な形で料金が徴収されるおそれがないかといった点について、委員からの質問に対して何度も認知症の場合を例に出されました。でも、これは完全な回答のすりかえです。介護サービスというのは保険内であっても、これは契約だということは、厚生労働省のきょうの資料にも出ています。保険内でも、保険外でも、判断能力のない方が契約当事者になるとときには、その行為能力といいますけれども、それを補充する立場の方が必ずいて契約することになっているわけですから、今の保険内外サービスの柔軟な組み合わせの議論をするときに、認知症云々という議論を持ち出すのはむしろすりかえにすぎないのではないかと考えています。この点は、安念委員などとも今日の会議中も話していたところなのですが、現在も認知症のような行為能力に問題がある方については、その行為能力を補充する制度がちゃんとございます。むしろそれが機能しないということであれば、保険内のサービス、保険外のサービスについて監督している厚生労働省が監督責任を果たしてい

ないとみずから自白しているにほかならないのではないかと考えています。

司会 ほかにございますでしょうか。では、真ん中の列の一番前の方、どうぞ。

記者 大田議長に2点お伺いします。きょう、厚生労働省から明確な回答がないということでしたけれども、規制改革推進会議が答申とか何かを出さないと厚生労働省も何か出してこないのかなという気もするのですが、そのあたりをどう考えられるか。東京都のほうで特区の提案がこの間ありましたけれども、それについてどう考えられているかお願いします。

大田議長 答申を出すために今、解決策をつくろうとしています。きょうは、ほぼ全ての点について明確なお答えはいただけなかったもので、これから詰めていきたいと思っています。それから、これは難しい問題ですから、特区でも扱い、全国レベルでも規制改革でやるというのはいいことだと思うのです。ただ、介護のニーズは全国にありますので、できるだけ早く全国レベルでできるようにしていきたいと思っています。特に保険給付と保険外サービスの組み合わせは法律上は認められていることであり、運用のルールをどうするかという問題ですので、できるだけ全国レベルで高齢者の方が使えるようにしていきたいと思っています。

司会 ほかにございますか。前から3列目の方、どうぞ。

記者 仮に答申を出すために今回、介護というものをテーマに公開ディスカッションを行ったと思うのですが、3時間やってみて、今回問題点が出てきたのかどうかとか、受けとめについてお伺いいたします。

林委員 まず、第1部の保険内外の柔軟な組み合わせについては、厚生労働省が挙げている懸念点がナンセンスであるということはお聞きになっている皆様方には伝わったのではないかと思います。したがって、この理解を前提にして、これから具体的なガイドラインなり、現状の不明確なあり方の明確化というものを進めていきたいと思っています。

第2部で議論しました情報公開と第三者評価の点ですが、これは第1部の論点と違って、厚生労働省はそれなりに見直しの必要性は認め、改善の方策をそれなりに厚生労働省の資料の中でもお示しにはなっています。問題はそれで足りるのかということです。果たして現在、厚生労働省が示している見直しの方向性が本当に利用者の選択に役立つ見直しなのかどうか。厚生労働省の見直す改善策のほかにもっと有効な方策がないかという点について、今日、議論したわけでありまして、また、フロアからも有意義な御意見をいただきました。こういったものを踏まえて、今、申し上げたような観点で、実質的に利用者の選択に資するような情報公開、第三者評価のシステムが改善するような出口に向けて議論を続けていきたいと思っています。

司会 どうぞ。

記者 答申を出すまでの間に今後の進め方なのですが、ワーキングでまだ続けられるのかと思うのですが、どれぐらいのペースで何回ぐらいやるようなイメージで進められるのでしょうか。

林委員 できるだけ早く議論を詰めたいと思っておりますが、相手もあることですので、厚生労働省と我々は密にアクセルを踏んで進めていきたいと思っております。6月の答申という時期は決まっておりますので、それに向けてできる限りスケジュールを詰めてやっていきたいと思っております。

司会 どうぞ。

記者 確認なのですが、ガイドラインですけれども、最終的にはルールのところはこういったルールがいいのではないかとというのは会議のほうで挙げられるかもしれないのですが、給付との関係もあって、保険内のサービスの制度とどう組み合わせるかということは厚生労働省が考えていかなければいけない話になるのかなと思っていて、ここではこういうガイドラインがいいのではないかと案を出すということですか。

林委員 現在ある規制は、法律上は禁止されていないものについて、通知で、「内外の明確区分をした場合には組み合わせられることは当然である」という書き方になっている。その解釈において事実上、規制されているという現状ですので、まずは現状の通知を見直す。その上で、各地ばらばらにならず、国として標準的なルールの示し方としては、どの程度の粒度の、詳しさのものをこちらの規制改革推進会議から示すのか。それとも、ある一定ライン以上は厚生労働省のほうでまた詰めるのかという点は、これからの協議次第だと思っております。

大田議長 ちょっと補足しますと、今、ローカルルールという言葉が出ました。自治体が保険者ですけれども、保険者ごとにいろいろなルールができていて、会議の中でも申し上げましたように、自治体の担当者によってもルールが違うことさえあって、一体どういうサービスなら組み合わせて提供できるのか、どういう場合ができないのかわからないという声があります。それから、一定のルールというのが省令やQ&Aにばらばらに多数書かれていて、保険者すらルールを正しく認識できていないという問題があります。厚生労働省の三浦課長が言われたように、自治体独自の取り組みはあっていいのですけれども、最低限のこれはやってはいけないとか、そういう共通ルールと申しますか、標準ルールと申しますか、そこはやはり厚生労働省に定めてもらわないと、利用者としては住む自治体によって受けられるサービス、受けられないサービスの差が余りに大きいということになります。

林委員 区別を明確にすればいい、明確にしなければいけないといいながら、明確なルールを国が示さないで規制しているのは、「ベニスの商人」の「肉は切ってもいいが血は流してはいけない」というのと同じような話ではないかと。これまでのワーキングの中でも、「では、例えばこういうのはどうでしょう」ということで、我々のほうから、例えば人数で時間を割いたらどうでしょうとか、時間単位の契約ではなくて、サービス単位の契約にすれば区別はできるのではないですかとか、いろいろな代替案と申しますか、アイデアはお出ししてみました。また、ルールのあり方として、ネガティブリストを出すのか、ポジティブリストを出すのか、その組み合わせなのか、いろいろな手法があると思っております。

ただ、我々の会議体はそういった個別のルールをつくる会議体ではないので、考え方の方針をお示しして、検討をお願いしていくということになると思います。

司会 ほかはよろしいでしょうか。どうぞ。

記者 保険給付に保険外サービスの部分が影響を与えては絶対ならないと思うのですが、そこについてガイドラインでも踏み込むことになるのですか。

林委員 御質問の趣旨を確認させていただきたいのですが、保険給付に保険外給付が。

記者 保険給付の質とか、あと、そういった部分に保険外サービスの有無、受けているか受けていないかという部分がかかわってはいけないと思うのですが、そこはどのように。

林委員 おっしゃっているのは、保険外サービスと保険内サービスを組み合わせたときに、保険内サービスの質が落ちるリスクがあるのではないかと御質問かと思うのですが、そういったときにどういう機序、順番でそういうことが起こるとお考えですか。

記者 例えば利用者さんが保険外の部分を負担できないという場合もあると思うのです。

林委員 保険内でサービスできる限界は、保険制度の限界としてあるわけですから、それは保険内と組み合わせようと、保険内であろうと限界があるというのは当然だと思うのですが、それを捨象して、どのような場合に組み合わせただけで問題が発生するとお考えですか。

記者 指名料の件、そのほか例えば事業者にとっては、その人からお金を多くもらえる人と、少なくもらえる人という区別ができてしまうかもしれませんよね。

林委員 現在の時点で保険内でできているものが、組み合わせることできなくなるという御理解ですか。

大田議長 あるいは、本当は保険給付で提供できるサービスを、自費で組み合わせる人にだけいいサービスを出して、そうではない人には質の低いサービスを出してしまうということですか。

記者 それは、はい。

林委員 もしそういう御懸念があるのなら、そういう場合に対する措置を講ずればいいのかではないのですか。それが懸念点を具体化することであり、その懸念点を解決する点であると思います。抽象的な懸念ではなく、問題があるのであれば、それに対する措置を講ずることによってこの柔軟化は実現できると思います。むしろ、今、懸念として挙げられているのは、冒頭、私が申し上げたように、現在の保険内のサービスでも、ケアマネさん任せで、契約内容が決まっているというこの現状。その背景には、実際の利用者に意思決定をする情報がないという、選択のためのインフォームドチョイスのインフラが整備されていないということがあります。懸念点として挙げられるような多くの問題は、そもそもが組み合わせによる問題ではなく、現在の介護保険制度でのサービス提供、契約の締結の問題と通じているのではないかと思います。この際、そこを全体的に解決するような見直しが必要

なのではないかと思えます。

司会 そろそろ時間が来ましたが、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日の記者会見をここまでといたします。どうもありがとうございました。